

岩手県監査委員告示第18号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 総務部総務室
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成24年8月29日
 - (2) 本監査実施日 平成24年9月11日
- 3 監査結果の公表の日 平成24年11月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料の徴収に当たり、使用許可後相当期間経過してから調定しているものが4件、740,072円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	行政財産使用料の調定の遅れについては、「財産許可一覧表」に基づき、管理の徹底を図るとともに担当内での相互確認を行い、再発防止に努めることとした。
旅費の支出額の確認に当たり、支出票及び仕切書等との照合及び整理をしていなかったため、適正な事務の執行に努められたい。 なお、平成21年度の監査の結果において旅費の支出事務に関し留意改善を要する事項があったにもかかわらず、その後、適正な会計事務処理の徹底が継続されていなかったことから、職員の意識改革を図るとともに組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。	旅行命令票については、仕切書等との照合、整理を行い、平成24年8月28日に支出命令者の検印を受けた。 今後の旅費の支出事務については、部内各室課への確認依頼及び総務室の正副担当による相互確認を徹底し、翌月末までに旅行命令票の確認を確実にを行うこととするともに、四半期ごとに行う会計事務自己点検においても旅費関係書類の確認等を徹底し、再発防止に努めることとした。